



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年3月31日月曜日 第1950号外7

◇ 目 次 ◇
条 例

規 則

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... 1

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則..... 1

条 例

○愛媛県条例第41号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 （自動車取得税の税率の特例）</p> <p>第24条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 車両総重量が3.5トンを超える自動車（軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この項において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同省令で定めるもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）の取得（前3項又は法附則第32条第7項若しくは第8項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年5月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で同省令で定めるものにあつては、100分の2）を控除した率とする。</p>	<p>附 則 （自動車取得税の税率の特例）</p> <p>第24条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 車両総重量が3.5トンを超える自動車（軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この項において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同省令で定めるもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）の取得（前3項又は法附則第32条第7項若しくは第8項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で同省令で定めるものにあつては、100分の2）を控除した率とする。</p>

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

規 則

○愛媛県規則第32号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>（手数料）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 前項の売りさばき手数料の額は、売りさばき人が当該年度内に買い受けた県税証紙等の額（還付を請求した額があるときは、当該還付請求額を控除した額）の累計額を次表左欄に掲げる金額の区分によつて区分し、これに当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額の合計額に100分の105を乗じて得た額から当該年度において既に交付した売りさばき手数料の額を控除した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>7億円を超える金額</u></td> <td style="padding: 2px;"><u>100分の0.5</u></td> </tr> </table> <p>3 省略</p>	省略		<u>7億円を超える金額</u>	<u>100分の0.5</u>	<p>（手数料）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 前項の売りさばき手数料の額は、売りさばき人が当該年度内に買い受けた県税証紙等の額（還付を請求した額があるときは、当該還付請求額を控除した額）の累計額を次表左欄に掲げる金額の区分によつて区分し、これに当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額の合計額に100分の105を乗じて得た額から当該年度において既に交付した売りさばき手数料の額を控除した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>7億円を超え12億円以下の金額</u></td> <td style="padding: 2px;"><u>100分の0.8</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>12億円を超える金額</u></td> <td style="padding: 2px;"><u>100分の0.6</u></td> </tr> </table> <p>3 省略</p>	省略		<u>7億円を超え12億円以下の金額</u>	<u>100分の0.8</u>	<u>12億円を超える金額</u>	<u>100分の0.6</u>
省略											
<u>7億円を超える金額</u>	<u>100分の0.5</u>										
省略											
<u>7億円を超え12億円以下の金額</u>	<u>100分の0.8</u>										
<u>12億円を超える金額</u>	<u>100分の0.6</u>										

第1号様式3（表）を次のように改める。

3 (納税通知書)

(表)

公 領 収 済 通 知 書

口座番号	加入者	愛媛県指定金融機関 店	
年度	年度	税目	登録番号
自動車税(定時分)		(自動車税(随時分))	
1	34	35	68
納人			
税額 円			
納期限 年 月 日			
延滞金 円			
計 円			
コンビニ収納用			
収納代行： 取りまとめ機関 → 加入者 コンビニ本部控			

公 受 付 票

口座番号	加入者	愛媛県指定金融機関 店	
郵便番号 納人			
様			
年度	税目	登録番号	CD
年度	自動車税		
課税区分	税額		円
定時分(随時分)	延滞金		円
受付日付印	計		円
日 口 円			
計 口 円			
(受付機関・コンビニ店舗控)			

公 納 税 通 知 書 兼 領 収 証 書

口座番号	加入者	愛媛県指定金融機関 店	
郵便番号 納人			
様			
収納代行：			
年度	税目	課税標準(登録番号)	課税区分
年度	自動車税		定時分(随時分)
税額(円)	延滞金(円)	計(円)	
上記税額を 年 月 日までに納付してください。			
年 月 日			
愛媛県 地方局長 印			
(納人に交付) 裏面を御覧ください。			

自動車税納税証明書 (継続検査用)

登録番号	愛媛
有効期限	年 月 日
※印のある年度の自動車税又は延滞金が未納です。	
車台番号	
下欄に所定の領収印が押印されている場合に限り、上記の自動車について自動車税及び延滞金の滞納がないことを証明します。ただし、登録番号の欄及び有効期限の欄に***印の表示があるものは、納税証明書として使用することはできません。	
愛媛県 地方局長 印	
領収日付印	
(納人に交付) 裏面を御覧ください。	

備考 随時分においては、「コンビニ収納用」、「収納代行：」、「コンビニ本部控」及び「・コンビニ店舗」の文字は、抹消すること。

第2号様式に次のように加える。

5 (払込書)

(表)

公 領 収 済 通 知 書

口座番号	加入者	愛媛県指定金融機関 店	
年度	年度	税目	整理番号(登録番号)
1		34	
36		68	
納人		様	
税額	円	年度期別	
申告加算金	円	課税区分(期別)	
重加算金	円		
延滞金	円	69	77
計	円	78	88
領収日付印			
コンビニ収納用			
収納代行:		取りまとめ機関 → 加入者 コンビニ本部控	

公 受 付 票

口座番号	加入者	愛媛県指定金融機関 店	
郵便番号 納人			
様			
年度	税目	整理番号(登録番号)	
年度			
年度期別	課税区分(期別)		
受付日付印	税額	円	
	申告加算金	円	
	重加算金	円	
	延滞金	円	
	計	円	
日	口	円	
計	口	円	
(受付機関・コンビニ店舗控)			

公 領 収 証 書

口座番号	加入者	愛媛県指定金融機関 店	
郵便番号 納人			
様			
収納代行:			
領収日付印	年度	税目	整理番号(登録番号)
年度			
年度期別	課税区分(期別)		
税額			円
申告加算金			円
重加算金			円
延滞金			円
計			円
(納人に交付) 裏面を御覧ください。			

(裏)

納付（納入）の場所

- ・ 指定金融機関
- ・ 指定代理金融機関
- ・ 収納代理金融機関
- ・ 県が収納の事務を委託した者
- ・ 地方局

- 備考1 自動車税以外においては、「コンビニ収納用」、「収納代行：」、「コンビニ本部控」及び「・コンビニ店舗」の文字は、抹消すること。
- 2 「加入者」欄は金融機関及び店舗を、「納付（納入）の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄はそれぞれ該当する金融機関、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者を記載すること。

第9号様式中 「第9号様式(第1条関係) (督促状)」 を 「第9号様式(第1条関係) 1 (督促状)」 に改め、同様式に次のように加える。

2 (督促状)

(表)

公 領 収 済 通 知 書

口座番号	加入者	愛媛県指定金融機関 店			
年度	年度	税目	自動車税(定時分)	登録番号	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 1 34 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 35 68 </div>					
納人					
様					
税額 円					
延滞金 69 77 円					
計 78 88 円					
コンビニ収納用					
領収日付印					
取納代行:					
取りまとめ機関 → 加入者 コンビニ本部控					

公 受 付 票

口座番号	加入者	愛媛県指定金融機関 店	
郵便番号 納人			
様			
年度	税目	整理番号(登録番号)	
年度	自動車税		
課税区分		税額	円
定時分			
受付日付印		延滞金	円
		計	円
日		口	円
計		口	円

(受付機関・コンビニ店舗控)

督 促 状

郵便番号 納人	様	
年度 自動車税(定時分)	登録番号	円
	納期限	円
滞納税額 円	延滞金	円
上記のとおり滞納となつておりますから、 至急納付してください。		
愛媛県 地方局長 印		
督促状発付日 年 月 日		
裏面を御覧ください。		

公 領 収 証 書

口座番号	加入者	愛媛県指定金融機関 店	
納人			
様			
年度 自動車税(定時分)			
登録番号			
税額			円
延滞金			円
合計金額			円
取納代行:			
領収日付印			
(納人に交付)			

(裏)

納付の場所

- ・ 指定金融機関
- ・ 指定代理金融機関
- ・ 収納代理金融機関
- ・ 県が収納の事務を委託した者
- ・ 地方局

注意

- 1 この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、やむを得ず国税徴収法（昭和34年法律第147号）の規定による滞納処分の例によつて財産差押えをしなければならないこととなります。
- 2 延滞金は、税額が2,000円以上であるものについて、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し年14.6パーセント（納期限の翌日から 年 月 日までの期間については、年 パーセント）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。
- 3 この督促について不服があるときは、この督促を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
- 4 この督促の取消しの訴えは、3の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで督促の取消しの訴えを提起することができます。
 - ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。
 - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考1 「加入者」欄は金融機関及び店舗を、「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄はそれぞれ該当する金融機関、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者を記載すること。

- 2 年14.6パーセントの割合となる場合を除き、延滞金の割合の変更がある場合は、注意2中「については、」とあるのは、「については」と記載し、「年 パーセント」の下に「、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント」を適宜追加して記載すること。

附 則

- 1 この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第 7 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後の県税証紙等の買受けに係る売りさばき手数料の額について適用し、同日前の県税証紙等の買受けに係る売りさばき手数料の額については、なお従前の例による。